

介護老人保健施設日和の里 通所リハビリテーション 利用料金一覧表

通所リハビリテーション利用料（1日あたり）

*地域区分：大津市（5級地 10.55）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間以上 2 時間未満	(366 単位) 387 円	(395 単位) 417 円	(426 単位) 450 円	(455 単位) 480 円	(487 単位) 514 円
2 時間以上 3 時間未満	(380 単位) 401 円	(436 単位) 460 円	(494 単位) 522 円	(551 単位) 582 円	(608 単位) 642 円
3 時間以上 4 時間未満	(483 単位) 510 円	(561 単位) 592 円	(638 単位) 673 円	(738 単位) 779 円	(836 単位) 882 円
4 時間以上 5 時間未満	(549 単位) 580 円	(637 単位) 672 円	(725 単位) 765 円	(838 単位) 884 円	(950 単位) 1,003 円
5 時間以上 6 時間未満	(618 単位) 652 円	(733 単位) 774 円	(846 単位) 893 円	(980 単位) 1,034 円	(1,112 単位) 1,174 円
6 時間以上 7 時間未満	(710 単位) 749 円	(844 単位) 891 円	(974 単位) 1,028 円	(1,129 単位) 1,191 円	(1,281 単位) 1,352 円

*1. 上記に加え施設体制加算として、加算利用料の内、(*1)印の料金をご利用の皆様より頂戴します。

*2. サービス計画、または利用者様の体調不良等の都合により、サービス利用時間が延長又は短縮された場合は、サービス利用時間ごとの利用料金を頂戴します。

加算利用料（サービス利用該当の方のみ加算となります）

サービス提供体制強化加算 I (*1)	(22 単位) 24 円	1 日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合又は経験年数のある介護福祉士が厚生労働大臣の定める基準以上配置している場合に加算されます。
中重度者ケア体制加算 (*1)	(20 単位) 22 円	1 日	厚生労働大臣が定める基準に基づく職員配置があり、要介護 3 以上の利用者様の受入れを行っている場合に加算されます。
栄養アセスメント加算 (*1)	(50 単位) 53 円	1 月	厚生労働大臣が定める基準に基づく職員配置があり、利用者ごとに栄養アセスメントを実施し、当該情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に算定されます。
リハビリテーション提供体制加算 (*1)	(12 単位) 13 円 (16 単位) 17 円 (20 単位) 22 円 (24 単位) 26 円	1 回	3 時間以上 4 時間未満 厚生労働大臣が定める基準に基づく 4 時間以上 5 時間未満 各サービス提供時間の職員配置が 5 時間以上 6 時間未満 ある場合に加算されます。 6 時間以上 7 時間未満
科学的介護推進体制加算 I (*1)	(40 単位) 43 円	1 月	利用者の心身の状況等に関する情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に算定されます。
入浴介助加算 (I)	(40 単位) 43 円	1 回	入浴をご利用された場合、1 回あたりに加算されます。
入浴介助加算 (II)	(60 単位) 64 円	1 回	(I)に加え、職員がご自宅の入浴環境評価を行い住宅改修、福祉用具等の助言やご自宅の入浴環境に近い環境で入浴介助を行った場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算 A イ (利用開始日から 6 月以内)	(560 単位) 591 円	1 月	リハビリ担当よりリハビリに関する説明を行い、リハビリ実施計画書をもとにサービスを提供し、月 1 回のリハビリ会議を開催による必要な情報共有を行い、その内容を定期的に評価、見直しを行った場合に加算されます。リハビリスタッフが他の居宅サービス担当者やご家族に対し、日常生活上の留意点を説明する為に居宅訪問させていただきます。
(利用開始日から 6 月超)	(240 単位) 254 円	1 月	上記加算算定後 6 月以降、継続的にリハビリテーションを実施し、3 月に 1 回のリハビリテーション会議の開催を行った場合に加算されます。

リハビリテーションマネジメント 加算 A ロ (利用開始日から 6 月以内)	(593 単位) 626 円	1 月	A イに加え、リハビリ実施計画書等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に算定されます。
(利用開始日から 6 月超)	(273 単位) 288 円	1 月	
リハビリテーションマネジメント 加算 B イ (利用開始日から 6 月以内)	(830 単位) 876 円	1 月	医師よりリハビリに関する説明を行い、リハビリ実施計画書をもとにサービスを提供し、月 1 回のリハビリ会議を開催による必要な情報共有を行い、その内容を定期的に評価、見直しを行った場合に加算されます。リハビリスタッフが他の居宅サービス担当者やご家族に対し、日常生活上の留意点を説明する為に居宅訪問させていただきます。 上記加算算定後 6 月以降、継続的にリハビリテーションを実施し、3 月に 1 回のリハビリテーション会議の開催を行った場合に加算されます。
(利用開始日から 6 月超)	(510 単位) 538 円	1 月	
リハビリテーションマネジメント 加算 B ロ (利用開始日から 6 月超)	(863 単位) 911 円 (543 単位) 573 円	1 月 1 月	B イに加え、リハビリ実施計画書等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に算定されます。
短期集中個別リハビリ実施加算 退院(所)又は認定日より 3 月	(110 単位) 116 円	1 日	利用中に個別リハビリを集中的に実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリ実施加算 I 退院(所)又は通所開始日より 3 月	(240 単位) 254 円	1 日 週 2 回 限度	認知症であると医師が判断した利用者様に対し、集中的に個別リハビリを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリ実施加算 II	(1,920 単位) 2,026 円	1 月	リハビリテーションマネジメント加算 A 又は B を算定し、認知症であると医師が判断した利用者様に対し、上記加算算定より 3 月以降、月 4 回以上個別リハビリを実施した場合に加算されます。
生活行為向上リハビリテーション 実施加算(通所開始日より 6 月間)	(1,250 単位) 1,319 円	1 月	生活行為の内容の充実を図る為のリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
栄養改善加算	(200 単位) 211 円	1 回 月 2 回 限度	低栄養状態、又はそのおそれのある利用者様に対し、管理栄養士が看護介護職員等と共同し、摂食、嚥下機能及び食形態に配慮し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施、評価した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	(60 単位) 64 円	1 日	若年性認知症の利用者様に対し、通所リハビリを行った場合に算定されます。
重度療養管理加算	(100 単位) 106 円	1 日	要介護 3~5 で厚生労働大臣が定める医学的管理を利用中に実施した場合に算定されます。
片道送迎減算	(-47 単位) 50 円	1 回	利用時において、通所スタッフによる送迎を行わない場合、片道ごとに利用料金を減額します。
介護職員処遇改善加算	所定報酬単位	1 月	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。
特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	×0.047%	1 月	
介護職員等ベースアップ等支援加算	×0.020% ×1.0%	1 月 1 月	

食費・その他 日用品費

食費	530 円	1 日	昼食代、おやつ代として頂戴します。
日用品費	120 円	1 日	利用者様個人として使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、おしぼり等、必要な物の費用として頂戴します。
教養・娯楽費	80 円	1 日	利用者様が行う書道、手芸、工作、絵手紙、通信カラオケ等、教養娯楽のために要する費用として頂戴します。
クラブ・レクレーション費	実費	1 回	クラブ、レクレーション等、個別で実施した場合に頂戴します。
その他 立替費用	実費	1 品	おむつなどをご利用された場合に別途頂戴します。
健康管理費	実費	1 回	インフルエンザワクチン等、接種された場合に頂戴します。
文書作成料	実費	1 通	診断書等、文書の発行が生じた場合に頂戴します。
キャンセル料	利用予定日の前々日までご連絡いただいた場合		キャンセル料は発生しません。
	利用予定日の前日までにご連絡いただいた場合		自費負担額の 50% 頂戴します。
	利用日当日にご連絡をいただいた場合		自費負担額の 100% 頂戴します。

* 上記の金額は 1 日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。

また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。

* 上記の金額は介護保険負担割合 1 割の場合を示しています。負担割合が 2 割以上の方の場合は、その割合の率に応じた額を頂戴いたします。

* 日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。